

京都市告示第 33 号

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項及び京都市会計規則第 43 条第 1 項の規定に基づき、  
次の者を京都市公金収納受託者として、公金の徴収事務を委託します。

令和 7 年 4 月 1 日

京都市長 松井 孝治

1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地

株式会社ソラスト 東京都港区港南 2 丁目 15 番 3 号

2 京都市公金収納受託者に徴収事務を委託した歳入の種類

桃陽病院使用料及び手数料

3 京都市公金収納受託者として指定した日

令和 7 年 4 月 1 日

4 京都市公金収納受託者へ徴収事務を委託した日

令和 7 年 4 月 1 日

(桃陽病院)